

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、下記により公告する。

令和 7 年（2025 年）10 月 1 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

記

1 業務名称

角倉児童クラブほか 2 件空調機更新業務

2 業務場所

下関市彦島角倉町三丁目 5 番 5 号ほか

3 業務内容

別添「仕様書」のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 12 月 12 日まで

5 入札参加条件

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （2）下関市内に本社、本店を有し、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（大分類）「電気・精密機器」に登録があること。
- （3）この公告の日から本業務の入札の日までの間、下関市競争入札参加有

- 資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消の決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (5) 本業務に係る入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

6 入札参加資格の確認審査

入札参加資格の確認審査は、以下のとおりとする。

(1) 現場確認

入札に当たっては、事前に担当課に連絡した上で、告示日から入札参加資格確認申請前までに現場を確認すること。

現場確認は、原則として平日の13時から18時の間に行うこと。

(2) 提出書類

入札参加資格確認申請書（別紙1）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。申請提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出期限

令和7年10月17日（金）17時00分までとする。

(5) 提出先

〒750-8521 下関市南部町1番1号

下関市こども未来部子育て政策課 放課後保育係

7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和7年10月21日（火）までに入札参加資格確認通知書（別紙2）で通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格を有する者とする。

8 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

下関市こども未来部子育て政策課（下関市南部町1番1号）
及び下関市ホームページ上

(2) 日時

公告の日から令和7年10月17日（金）17時00分までとする。

9 質問の方法

(1) 本入札に関する質問は任意書式でファクシミリによること。

（FAX：083-231-1394）

(2) 質問の期限は、令和7年10月17日（金）17時00分までとする。

(3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。

(4) 問い合わせ先 下関市こども未来部子育て政策課放課後保育係
（電話：083-231-1431）

10 入札日時等

(1) 入札日時 令和7年10月24日（金）16時20分

(2) 入札場所 下関市南部町1番1号

下関市役所 本庁舎 西棟5階 大会議室C

(3) 入札方法 入札において使用する入札書は、別紙3を使用すること。また、入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない委託料の総額を記入すること。

11 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

12 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び関係法令に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
 - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
 - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
 - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの

1 3 その他

- (1) 代理人をして入札させるときは、委任状（別紙4）を代理人に持参させなければならない。
- (2) 入札参加者が入札の日までに入札条件を満たさなくなった場合は入札に参加できない。
- (3) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、または延期する場合がある。
- (4) 落札者が契約時までに入札条件を満たさなくなった時、又は指名停止を受けた時、並びに業務に必要な人員及び有資格者の配置ができなくなった場合は、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (5) 入札参加資格確認申請にかかる費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等は返還しない。
- (6) 入札に係る書類の作成に、消せるボールペンを使用しないこと。